

# HINUKU 9 vol.215

企業にも街にも活気 地域をつなぐ法人会



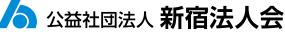


「請求書の"デジタル化"」 〜紙の請求書発行から脱しよう!〜

小冊子 プレゼント

「基礎からわかる インボイス」 「with & after コロナ時代の テレワーク導入・活用と労務管理のポイント」







# CONTENTS

# 新宿税務署 新署長・副署長インタビュー 国税庁の組織理念より、 「守|「破|「離|の精神で、伝統は守りつつも 改善を加えながら、より高いレベルの組織を 目指します。(井手署長) ……………… 1~3 法人関係税務職員/ 幹部職員等新旧異動表………4 税務署だより 「インボイス制度」オンライン説明会 ………5 新宿都税事務所からのおしらせ 宿泊税の課税再開など………6 東京都税理士会 新宿支部からのお知らせ 納税者支援センター新宿の紹介など ………7 実践! 税務調査 現金監査 ………8 **連載 税金なんでも Q&A** Vol.36 スキャナ保存制度の手続き・ 要件等の緩和について教えて下さい………9 連載 請求書の"デジタル化" 紙の請求書発行から脱しよう! …… 10~12 小冊子プレゼント/ 9月・10月法人会イベント/ おすすめ本/珈琲たいむ…………… 14



新宿の街の風景 10 --- **新宿駅南口付近** --

表紙イラスト・松井伸佳(まつい のぶよし)

1956 年生まれ・武蔵野美術短期大学卒業。1981 年小島良平デザイン事務所を経て、フリーランス・イラストレーター。リアル表現を柱に広告・パッケージ媒体において、手描きスタイルに拘って活動中。

# 新宿税務署

# 新署長・副署長インタビュー

インタビュアー: 広報委員長 稲葉 和久/副会長 古澤 孝



署長(新任) 井手 **英紀** 

出身/熊本県 採用/昭和55年4月 東京国税局入局

平成15年7月

東京国税局 課税第二部 資料調査第二課 主査

### 平成16年7月

芝税務署 法人課税第16部門 統括国税調查官

### 平成17年7月

国税庁 課税部 課税総括課 企画専門官

### 平成18年7月

国税庁 課税部 課税総括課 課長補佐 **平成21年7月** 足立税務署 副署長

### 平成23年7月

大阪国税局 調査第一部 特別調査官

### 平成24年7月

大阪国税局 調査第二部 調査第13部門 統括調査官

### 平成25年7月

東京国税局 調査第一部 特別調査官

### 平成26年7月

東京国税局 調査第一部 特別調査官

### 平成27年7月

東京国税局 調査第三部 調査第23部門 統括調査官

## 平成28年7月

東京国税局 課税第二部 統括国税実査官

### 平成29年7月

預金保険機構 特別業務部 次長

### 令和元年7月

東京国税局 課税第二部

資料調査第一課 課長

令和2年7月 仙台国税局 課税第二部 次長

令和3年7月 第84代 新宿税務署長



藤崎健一

出身/鹿児島県 採用/昭和60年4月 東京国税局入局 平成22年7月 東京国税局 査察部

查察第14部門 主查 平成23年7月 東京国税局 查察部

查察第16部門 主査

平成24年7月 東京国税局 査察部

査察第5部門 主査

**平成25年7月** 東京国税局 査察部 査察第9部門 主査

全祭総括第一課 総括王: (本07年7月 原本※数第 ※数第 5

平成27年7月 厚木税務署 総務課長

平成28年7月 松戸税務署 総務課長

平成30年7月 名古屋国税局 査察部

查察第4部門 統括国税查察官

令和2年7月 藤沢税務署 副署長 令和3年7月 新宿税務署 副署長



神谷 豪

出身/神奈川県 採用/平成4年4月 東京国税局入局 平成15年7月 東京国税局 調査第二部

調査第15部門 調査官

平成17年7月 東京国税局 調査第一部 調査管理課 調査官

平成19年7月 東京国税局 調査第一部

広域情報管理課 資料情報係 係長 平成20年7月 国税庁 長官官房 監察官室 総務係長

平成22年7月 東京国税局 調査第一部

特別国税調査官主査

平成25年7月 内閣府 情報公開·個人情報保護審査会

審査専門官

平成27年7月 東京国税局 調査第一部 特別国税調査官 総括主査

平成28年7月 東京国税局 調査第一部

調査総括課 課長補佐 令和元年7月 高松国税局 調査査察部 特別国税査察官

令和3年7月 新宿税務署 副署長

# 国税庁の組織理念より、「守」「破」「離」の精神で、 伝統は守りつつも改善を加えながら、 より高いレベルの組織を目指します。 — #手署長

前任地ではどのような 仕事をされていたのかを お聞かせください。

**井手署長** 前任地は仙台国税局課税 第二部の次長です。

課税第二部は主に、法人税、消費税、間接諸税、酒税に関する運営及び調査を担当していますが、仙台国税局は東北六県と管轄が広く、52の税務署がありましたので、新型コロナ感染症による制約の中でも各署に赴き、自分の目で見て肌で感じることをモットーに仕事をしてきました。

藤崎副署長 藤沢署(神奈川県藤沢市)の法人担当副署長でした。藤沢署は、藤沢市、茅ケ崎市及び寒川町の2市1町を管轄しています。名所として、江の島、サザンビーチ及び寒川神社などがあります。それ以前は、主に東京国税局査察部に在籍し、内偵調査などを担当していま

した。

中谷副署長 高松国税局において、 主に四国を代表する大規模法人の 法人税調査を担当していました。5 人前後のメンバーで、2か月ほどの 期間をかけて調査を行いますが、 所在地が香川県以外の法人は、毎週 月曜朝に車で出張し、ホテル生活 を経て、金曜夕方に戻ってくる生活 を繰り返していました。コロナ禍の ため、リモート調査など従来とは 異なる方法を取り入れながらの試行 錯誤の1年でした。

今まで勤務された中で、 印象に残っている仕事や 勤務地について お聞かせください。

**井手署長** 他省庁等への出向として預金保険機構で2年間勤務する機会をいただきました。

税務職員として約40年間過ごしたところで、国税の職場を外から見る

ことで、国税の組織が税の執行官 庁として職員一人一人が高い使命 感と誇りを持って、納税者利便の 向上や適正公平な課税の実現に 努めているかを感じることができ たことは、自分自身にとって大きな 財産だと思います。

藤崎副署長 名古屋国税局(査察部)に単身赴任したことが印象に残っています。赴任先の職員の皆さんに仲良くしていただいたこと、「名古屋めし」に魅了されて食べ過ぎてしまい、体重と血圧が高水準に達したことなどが思い出されます。

中谷副署長 前年の高松国税局 勤務も、地域性や慣習など新たな 知識の習得や体験を得られた他、 初めての、かつコロナ禍での単身 生活であったこともあり、大変印象 深いです。ただ、一番の印象は、 30代前半の話ですが、国会内に常駐 し、国会対応の業務に従事した経験 です。国会内で、各会派の動向や



法案賛否に関する情報を収集したり、法案審議の委員会のロジの支援 などを行いましたが、独特の空間、 時間感覚を感じ、強く印象に残って います。

# ご趣味又はお好きな言葉や 座右の銘などを お聞かせください。

井手署長 趣味は野球を始めとしたスポーツ観戦 (コロナ禍で最近はTV観戦中心)です。

今年は、東京2020オリンピック・ パラリンピックで感動と勇気をもら いました(もらっています)。



好きな言葉は山本五十六の名言 の一節「やってみせ、言って聞か せて、させてみて、ほめてやらねば、 人は動かじ。」です。

人を育てるのは本当に難しいで

すが、まずは手本となり褒めなが ら育てるということはいつの時代も 同じだと感じ、実践してきました。 **藤﨑副署長** 趣味はスポーツです。 特にバスケットボールは中学生の 時から継続中です。とは言うもの の、今や瞬発力とジャンプ力は消滅 し、チームメイトから、からかわれ ています。

中谷副署長 趣味といえるかわかりませんが、旅行は好きです。前任の高松での2年間、コロナウイルス感染症が流行りだした後半は状況を見極め消極的でしたが、前半は

精力的に四国各地を 旅行しました。その を記光地力、食 を記光地力、食 の名産味しなるの の美味しなるなの 、族 もした。高い にしましたが、 を にない。 にな、 にない。 にない。 にない。 にない。 にない。 にない。 にない。 にない。 にない。

や友人などと一緒に旅行の体験を 共感できる旅が好きです。

# ご自身の仕事に対する抱負や 職員の方に話されていること などをお聞かせください。

**井手署長** 新宿税務署という大規模な署に赴任し、全職員が一丸となって、納税者利便の向上と適正公平な課税に向けて進化していきたいと思っています。

令和3年4月に公表された、新たな「国税庁の組織理念」においても、同様の趣旨が謳われています。職員に対しては、日本の伝統文化や伝統芸能の伝承の場で用いられる「守」「破」「離」の精神を紹介し、伝統は守りつつも改善を



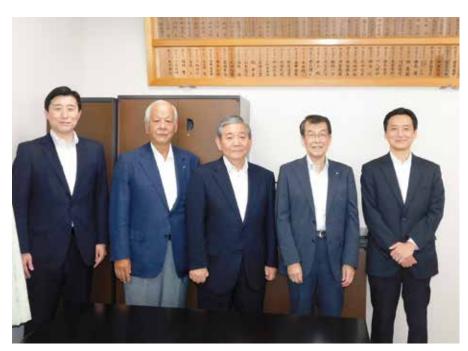
加えながら、より高いレベルの組織を 目指そうと話をしています。

# 法人会や法人会員に向けて一言お願いします。

井手署長 新宿法人会の皆様には、 永年にわたり、税務知識の普及、 納税意識の高揚をはじめ幅広い活動 を通じて税務署の運営にご理解と ご協力を頂いていることに、本当 に感謝申し上げます。

コロナ禍の下、新都心新宿の地 で事業を展開され、地域を愛して おられる新宿法人会会員の皆様と 新宿税務署との協調は大変重要と 考えております。

今後とも、さらなるご理解ご協力 をよろしくお願いいたします。





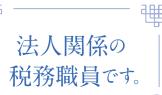
法人1統括官(新任) 神 だ かっのり



法人1上席調査官(留任) 黑崎芳美



鼬





法人1上席調査官(新任) 熊谷 瑠衣子



法人1調査官(新任) 折井 将



法人2統括官(留任) 清水間



法人2上席調査官(新任) 佐々木一訓



法人3統括官(新任) 中村 美夏



法人3上席調査官(新任) 髙橋 亜衣



法人3調査官(留任) **山紫 久美子** 

ブロック別担当官

〈東部ブロック〉



西 俊郎

〈西部ブロック〉



法人9統括官(新任) 室井 定朝

〈中部1ブロック〉



法人8統括官(新任) 最上 悠也

〈中部2ブロック〉



法人7統括官(留任) 石崎 芷芳

〈戸塚ブロック〉



法人11統括官(新任) 小室 宏志

〈落合ブロック〉



法人12統括官(留任) 内藤 淳一

# 

令和3年7月定期異動

针动碱具 守 初 口 共 對 衣					
<b>犯職力</b>		異動後	異動前		
役職名	氏名	異動元等	氏名	異動先等	
署長	井 手 政 紀	仙台局 課二 次長	小 山 俊 明	総務部 考査 人専官	
副 署 長 (法内担)	藤崎健一	藤沢 副署長	大 野 繁	カジノ管理委員会 調査官	
副 署 長 (法調担)	中 谷 豪	高松局 調査査察部 特調官	宮崎勝教	熊本局 調査査察部 特調官	
副署長(総担)	大 江 栄 充	留任	大 江 栄 充	留任	
副署長(個担)	樫 田 明	庁 個人課税課 課長補佐	長谷川 哲郎	税大和光専門教育 教授	
総務課長	児 玉 恵 子	川崎南 総務課長	佐 瀬 朝 史	総務部 考査課 課長補佐	
法人1 統括官	山 田 勝 宣	横浜中 法人1 統調官	向 後 孝 廣	王子 総務課長	
法人2統括官	清 水 周	留任	清 水 周	留任	
法人3統括官	中 村 美 夏	北沢 法人2 統調官	竹 葉 勝 博	玉川 法1 統調官	
法人4統括官	吉田 奈桜美	蒲田 個人4 統調官	志 賀 幸 治	世田谷 法2 統調官	
法人5統括官	大 森 賢 一	板橋 法人3 統調官	中 戸 秀 樹	松戸 法1 統調官	
法人6統括官	大村紀仁	四谷 法人 情技官	日 高 隆 平	課二 法人課税課 主査	
法人7統括官	石 崎 正 芳	留任	石 崎 正 芳	留任	
法人8統括官	最 上 悠 也	庁 調査 審理1係長	黒 崎 浩 孝	東京上野 法人 上席	
法人9統括官	室井定明	館山 法人2 統調官	小 山 朋	庁 課総 主査	
法人10統括官	西 俊郎	蒲田 法人 連調官	石 川 綾	調一 調査開発 主査	
法人11統括官	小 室 宏 志	立川 法人5 統調官	鎌 田 淳 也	査察 査察審理課 主査	
法人12統括官	内藤淳 一	留任	内藤淳 一	留任	
法人13統括官	竹 元 公 一	東京上野 法人特官 連調官	小 山 良 二	横浜中 法人5 統調官	
審理専門官(法)	西奥由浩	相模原 法人 審専官	三 浦 由 成	日野署 法人3 統調官	
審理専門官(法)	東 直 樹	留任	東 直 樹	留任	
審理専門官(源)	中 村 裕 治	麻布 法人 審専官	福原幸江	横浜南 法人2 統調官	
連絡調整官(法)	佐藤 聖	市川 法人 連調官	山口直和	板橋 法人5 統調官	
総務課長補佐	上田吾郎	総務部 情シス三課 総務係長	拝師 みどり	四谷 法人 連調官	
支援調整官	藤原浩治	江戸川北 徴収1 統徴官	最 首 雄 三	甲府 総務課長	

# インボイス制度

# 全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

令和5年10月から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度) が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となる ための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されます。

説明内容 インボイス制度の基本的な仕組みについて

開催日時 説明会サイトに掲載(随時掲載)

※以下の説明会サイトにアクセスして確認してください。

※説明会は45分程度を予定しています。

定 員 各回100名(先着順)

費 用 無料(通信費用は実費となります。)

# オンライン説明会とは?

- ○インターネットを利用してパソコン、 タブレット、スマートフォンなどから 参加できる説明会です。
- ○チャット機能を利用しての質疑応答を 実施します。

# オンライン説明会参加までの流れ

# ステップ

# 説明会サイトへのアクセス

●国税庁HPのインボイス制度特設サイト内の説明会サイト「https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\_setsumeikai.htm」にアクセスしてください。

≪インターネット(WEB)のみ申込可能!!≫

※電話や税務署の窓口において申し込みはできません。





# ステップ

# 必要事項の入力

- ●説明会サイトから「申込サイト」をクリックし、希望日を選択の上、 必要事項を入力してください。
- ●お申込み後に、「申込確認メール」を送信しますので、 ご確認ください。

# ステップ

# 参加案内メールの受信

●説明会開催前日までに「視聴用URL」が記載された 「参加案内メール」が送信されます。

# ステップ

# オンライン説明会 への参加

- ●「視聴用URL」にアクセスの上、ご参加ください (説明会開始30分前からアクセス可能)。
- ●お申込み後に、「申込確認メール」を送信しますので、 ご確認ください。

# 国 税 庁

(令和3年5月)

# 新宿都税事務所からのお知らせ

# 9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(木)までにお納めくだ さい。納税には、安心で便利な口座振替がご利用いただけます。

(第2期分納期限)9月30日(木)

詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課03(3252)0955までお問い合わせください。 また、お近くの金融機関・郵便局・指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・ 支庁窓口での納税のほか、インターネットバンキングや、モバイルバンキング、パソコンやスマート フォン等からクレジットカードでも納付いただけます。さらに昨年6月より、スマートフォン決済 アプリでも納付できるようになりましたので、ぜひご利用ください。



## ▼ご利用いただけるアプリ

















# 宿泊税の課税を再開します

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴い、令和3年9月30日まで宿泊税 の課税を停止しておりましたが、令和3年10月1日より宿泊税の課税を再開します。

# 「宿泊税の課税停止の概要」

(参考) 宿泊税の仕組み

課税停止する期間 令和2年7月1日から令和3年9月30E	
対象者	都内の旅館・ホテルの全ての宿泊者

- ●納める方は、都内の旅館・ホテルに宿泊する方
- ●納める額は、宿泊数×税率

宿泊料金(1人1泊)	税率	
10,000 円以上 15,000 円未満	100円	
15,000 円以上	200円	

※宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。 ※宿泊料金とは、食事料金などを含まない、 いわゆる素泊まりの料金をいいます。

●納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が宿泊者から税金を預かり、1か月

分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所等へ申告し て納めます。

旅館・ホテルとは、旅館業法第3条第1項の営業許可を「旅 館・ホテル営業」で受けたものをいいます。

### 問合せ先

**〇千代田都税事務所事業税課個人事業税班**(宿泊税担当)

電話 (03)3252-7144 (直通)

**○東京都主税局課税部課税指導課個人事業税班**(宿泊税担当)

電話 (03)5388-2956 (直通)

# 災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

- ●減免する場合 崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、 一定程度以上の被災を受けた場合。
- ●減免の対象となる都税 固定資産税・都市計画税 (23区内)、不動産取得税、個人事業税等。
- ※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限る (不動産取得税を除く)。
- ●減免を受けるための手続き 原則として、納期限(不 動産取得税を除く。) までに、納税者ご本人からの申請 が必要です。

被災された方は、区市町村(火災の場合は消防署)で 発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書 類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。



東京都新宿都税事務所(相談広報担当) 新宿区西新宿7-5-8(03-3369-7151)



主税局公式 Twitter は、 こちらからどうぞ!



# 東京税理士会 新宿支部からのお知らせ

# 納税者支援センター新宿の紹介

【内容】 税に関する無料相談

【会場】 東京税理士会新宿支部会議室 住所:新宿区西新宿7-15-8 日販ビル3階

## 【無料相談実施予定日程及び時間】

令和3年 9月1日·3日·8日·10日·15日·17日·22日·24日·29日

10月1日 · 6日 · 8日 · 13日 · 15日 · 20日 · 22日 · 27日 · 29日

11月5日·10日·19日·24日·26日

12月1日 · 3日 · 8日 · 10日 · 15日 · 17日 · 22日 · 24日

●毎週水曜日及び金曜日(ただし祝日及び新宿支部が定めた休日は除く) 午後1時~午後4時

事前にお電話でご予約ください。(相談時間:1人30分以内)

電話での相談は行っておりません。

令和3年12月末までは、新宿各地域センターでの税務無料相談会は休止しております。

- ※税理士が関与していない法人・個人(関与されている方のご相談はご遠慮ください。)
- ※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催を中止する場合があります。

# 税を考える週間の無料相談

【日 時】 令和3年11月11日(木)·15日(月)~17日(水)

午後1時~午後4時 ※受付は会場にて午後3時30分までとなります。

【内容】 税に関する無料相談

【会場】 東京税理士会新宿支部会議室予定 住所:新宿区西新宿7-15-8 日販ビル3階

- ※税理士が関与していない法人・個人(関与されている方のご相談はご遠慮ください。)
- ※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催中止または開催場所・ 時間変更になる場合があります。

# 税理士による税の街頭無料相談会

【日時】 令和3年11月12日(金)午後1時~午後6時30分

※受付は会場にて午後6時までとなります。

【内容】 税に関する無料相談

【会場】 新宿駅西口広場イベントコーナー(B1 ゾーン)

※税理士が関与していない法人・個人(関与されている方のご相談はご遠慮ください。)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催中止または開催場所・ 時間変更になる場合があります。



【主催·問合せ】 東京税理士会新宿支部 ☎ (3369) 3235

金



# 現金監査

税務調査の方法にはいろいろな切り口がありますが、昔から「人」、「物」、「金」 の いずれかを端緒として深度ある調査を行えば、自ずと結果が出ると言われてきました。 今回の「現金監査」はまさに「金」の領域です。

現金商売の会社の調査では、事業の実体を把握する ために無予告による現況調査が行われることが多々 ありますが、その時、必ずと言って良いほど「現金 監査」も実施されます。具体的には、調査日当日の 現金残高と金銭出納帳の帳簿残高との照合を行い、

調査前日の 金銭出納帳の帳簿残高

調査日当日の現金で 支払われた仕入や経費等分

十 調査日当日の現金売上高

の検算を行います。

調査日当日の現金残高と一致しますよね。一致しない? それはおかしいですね! 調査官は、現金残高が少な かったら売上を抜いた後だと思うし、逆に現金残高 が多かったら売上げを抜く前の状態と想定するで しょう。いずれにしても差額の説明をしっかり行わ なければなりません。

よく苦しまぎれに「代表者への時貸しのお金を返し てもらったので現金が多い」とか、逆に「時貸しを したのを忘れていたので現金が少ない」と開き直る 人がおりますが、まさに墓穴を掘っている説明と なっていますよ。もしそうであるならば、会社と代表 者間の金銭のやり取りが恒常的にあるということに なりますので、代表者個人の預金通帳やカバンの中身 までチェックされることになるでしょう。

現金の残高が一致しない場合には、その日の売上 げは夜間金庫に預けるのか、あるいは店の責任者が いったん閉店後に持ち帰り翌日整理をするのか、代表 者宅に当日届けさせるのか等、現金の管理をどのよう に行っているかの説明を求められます。もし、代表 者宅であるならば、すぐに同行をお願いし、現物確認 の調査を受けることになります。現金にルーズな会社 は疑われても仕方ありませんね。

飲食店や小売店の経営者は、従業員の不正行為の 防止も兼ねて、レジ等現金を扱う担当者を時間で シフトするなど内部牽制には気を配っているはずで、 親族に最終的な現金管理を任せているケースも多い でしょう。国税当局では、調査対象法人の株主構成 や代表者の親族関係者等を事前に把握していますの で、現金監査で現金が合わないとなると確信犯と見る でしょうね。日頃の現金の管理状況、例えば集金が ある場合には、どの帳簿書類等に基づいているのか、 集まった現金は誰がチェックして最終的に誰に渡して いるのか等について、担当者は根掘り葉掘り聞かれ ますよ。調査官は意味も無く聞いているのではなく、 説明に出てくる帳簿書類や手控え等を確認し、その 全貌を把握するための端緒を探しているのです。

「最近のものしか残っていません」、「古いものは 捨てました」と答える経営者もいますが、相手先に 反面調査をすれば分かる話です。どんなに面倒でも、 結果が大変なことになるのが目に見えているのです から、日頃から帳簿残高と現金の確認は必ず行う ようにしましょう。

### 牧野義博 (まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。 東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1~3」「税務トラブルと債務の確定」(大蔵財務協会) ほか専門 誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



# 連載院

# 税金 なんでも Q&A

事業主の方、企業等の経理に携わっている 方々からの相談が多い事例を中心に、 税理士の山本髙志先生がズバリお答えします。

# スキャナ保存制度の 手続き・要件等の緩和に ついて教えてください

### 東京税理士会 新宿支部 副支部長 税理士 山本 髙志

平成22年7月から1年間、新宿税務署長を務め、平成23年、税 理士事務所を開設。 専門誌に、「終末への税務の備え」、「税理士 制度クロニクル」、「条説税理士法案内」、「新宿の鼠」 などを連載。 法人会では、「はじめての簿記」 講座などの講師を担当。

TEL: 03-5989-1846 FAX: 03-5989-1847



# スキャナ保存の要件等の緩和について 教えてください。

A スキャナ保存とは、国税関係書類の全部又は 一部について、書類の記載事項をスキャナ等 で電磁的記録化した場合、一定の要件の下に、その 電磁的記録を保存することで書類の保存に代えるこ とができる制度です。

お尋ねのとおり、その適用要件は緩和されてきていて、平成27年度税制改正では、契約書・領収書について3万円未満のものに限るというそれまでの基準がなくなり、平成28年度にはスマートフォンのカメラで撮影してもスキャナ保存と認められるようになりました。

令和3年度税制改正で、保存要件を中心にさらに 簡素化され、スキャナ保存制度が利用しやすくなっ ています。

### 令和3年度には、

## どのように簡素化されたのですか?

本ず、これまで求められてきた税務署長等への事前承認制度が廃止され、事前手続きの簡素化が図られています。

そのほか、スマホ撮影保存の場合の3日以内、早期 入力方式の7日以内などの入力期間制限が、業務 サイクル方式の2ヶ月以内に統合され、スマホ撮影 保存の際に求められていた、スキャニング前の国税 関係書類への自署が不要になりました。

より詳細については税務署、税理士にお尋ねくだ さい。

# スキャナ保存をした場合のメリットは どういうことでしょうか?

★ 大量の書類の保存に係る保存場所、保存設備、ファイリング用品や保存作業などのコストが 削減できます。

また、電子データ化することで検索が容易になり、 その後の活用により業務の質を高めることができます。 さらに、これからのワークスタイルとされるテレ ワークにも適しています。

企業経営に携わっておられる皆さんには、ご検討 いただく価値のある制度ではないでしょうか。



# スキャナ保存で注意すべきことはありますか?

A 申し上げるまでもありませんが、悪用して電磁的記録に記録された事項に関して仮装や隠蔽があったことにより、修正申告等があり重加算税が課された場合、さらに本税の額の10%が加算されるという罰則的な取り扱いも設けられています。

# ~紙の請求書発行から脱しよう!~

テレワークを推進する上で「会社に出勤しなければできない業務」が邪魔をします。 その大きなひとつが「請求書の発行」です。

請求書発行は、多くの会社では、紙に印刷をしてチェックを行った上で郵送するため、 在宅勤務では進めることができない業務です。また、取引先から受け取る請求書も 郵便で届く場合がほとんどのため、その処理にはどうしても出社が欠かせません。 そこで、その問題を解決する「請求書のデジタル化」に関する情報をお届けします。

解説/ WizBiz 株式会社 取締役ビジネスマッチング部長 岡本一展

# 請求書のデジタル化とは?

請求書のデジタル化とは、通常は紙で印刷されて届け られる請求書をPDF形式などに電子化することを指し ます。これによって、メールやWEB、クラウド上で やり取りが可能になります。

印刷、封入、宛名記入、発送などの一連の作業やコ ストが不要になるため、大幅な経費削減効果が得られ ます。

では、具体的に進めるためには、大きく2つの方法 があります。



# PDF をメールで送る

1つ目は、追加のコストも掛からず、受け取るご請 求先の同意さえ取れば、今すぐにできる方法です。そ れは、これまで郵送で送っていた紙の請求書を、その ままPDF化してメールで送ることです。

紙の請求書のPDF化は、会社にあるコピー機に スキャナ機能が付いていればすぐにできます。あるい は、パソコンから印刷するときの設定を変更するだけ でPDFデータを作ることも可能です。

この場合、「請求書に押す印鑑はどうするのか?」 ということを気にされる方がいるかもしれませんが、 もともと法律的に請求書への押印は必要ありませんの で、無くても問題ありません。ただし、請求書への押印 には偽造リスク回避の目的があるため、その観点から 必要と思われる場合は、面倒ではありますが、一度印刷 して印鑑を押したものをスキャナでPDF化するか、 あるいは『デジタル印鑑』などを利用することが考え られます。

ただ、この方法の場合、請求書の送付は1件1件、 個別にメール送付をしなければなりませんので、請求 書の発行件数が少ない企業では問題ありませんが、毎月 100件以上ある企業だと現実的な方法ではありません。 その場合は、次に解説する「電子請求書システム」の 活用を検討することになります。

# ② 電子請求書システムを導入する

# 2つ目の方法は、クラウドを活用した「電子請求書 システム」を導入することです。

このシステムのサービス画面上での操作だけで、クラウド上に取引先向けの請求書データ(PDFなど)を作成・保存し、そのデータをダウンロードできるURLとパスワードを取引先へ個別にメール送信することが可能になります。そのため、紙への印刷や郵送はもちろんのこと、1件1件、個別にメールでPDFの請求書を添付して送信する、という作業も一切不要になり、大幅な工数削減に繋がります。

利用できる機能は、導入するシステムによっても 異なりますが、主には以下3つが挙げられます。

# 請求書作成機能

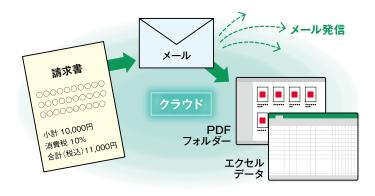
フォーマットも自由に作成ができ、かつ取引先や商品によってフォーマットを変えることも可能です。あとは請求データを登録すれば請求書が完成します。また製品によっては、見積書や納品書などを作成できるものもあります。

## 自動送信機能

取引先のメールアドレスを事前に登録しておく ことで、請求書のメール送付は一括で行うことが できます。

## 保管機能

請求書情報をデータとして保管することができます。そのため、取引先からの問い合わせで請求 内容を確認したい場合なども迅速に対応が可能になります。



# 「電子請求書システム」導入のメリット

メメリット①コスト削減②業務効率化③テレワークでも請求発行が可能④リスク低減⑤検索性・保存性の向上①取引先の了承が必要②セキュリティ対策③コスト負担

## COLUMN

# デジタル印鑑って?

デジタル印鑑(電子印鑑)が注目されています。 最近では「シャチハタ」のテレビCMもよく流れていますよね。請求書や見積書、申込書などへの押印が必要な場面も、デジタル印鑑があれば、パソコン上で押印が可能になりますので、「印鑑を押すためだけに出社する」という煩わしいこともなくなります。

ただ、デジタル印鑑には2種類あることをご存知ですか?

- ●印影を画像化したもの
- 2 印影に識別情報が保存されているもの

# ・デメリット

- ●印刷代や封筒代、郵送代といった費用が無くなる。
- ●請求書の発行数が多い企業ほど、コスト削減効果が大き くなる。
- ※ 1 通あたり約100円のコストが掛かった場合、月200件 の請求書を発行だと月間2万円、年間24万円のコスト 削減。
- ●目に見えないコストが「時間」です。請求書の作成・発行、 そして封入・発送、さらに控えのファイリングといった 作業は削減。
- ●経理担当にとっては毎月定期的に起こる大きな負担がな くなり、それらの負担が自動化されることで、大幅な業務 効率化が実現。
- ●印刷や封入・郵送といった作業は出社しなくてもできるので(WEB上で処理)、テレワークの推進に効果が期待。
- ●請求書の発行枚数が増えることで、封入の間違いなどの人為的なミスによるリスクが減ります。
- ●人的ミスは、情報漏えいに繋がり大きな問題に発展する可能性もあります。電子化によって、これらのリスクを大幅に減 らすことが可能。
- ●請求書を探すだけでも大変な時間が掛かっていました。システム上ですぐに検索できるよう保存されているため、この点 でも大きなメリットがある。
- ●請求書のデジタル化は、それを受け取る取引先の同意が なければ進みません。請求する側にとってはメリットが 大きいものの、受け取る側にとってはイレギュラーの 対応をせねばならないケースもあります。
- 一定の期間をかけて1社1社から丁寧に了承を取る必要 があり、その手間が最大のデメリットです。
- ■取引先によっては、紙での請求書発行を求められる場合 もあります。一般的には、全体の7~8 割ほどはデジタル化に移行し、2~3割 は紙での発行が続くようです。ただ、そ の場合も、システム上で郵送やFAXの 代行発送している製品もあります。

- ●セキュリティ対策は多くの製品で施されていますので一定 の安心感はあるものの、クラウド上にデータが存在する 以上、悪意のある第三者に抜き取られる可能性はあります。
- ●システム導入にあたっては、どのようなセキュリティ対策 が施されているかのチェックは重要です。
- ●システム導入にあたっては、月額の利用料金が発生します。請求書発行の枚数が少ない場合は、コスト削減や 工数削減の効果以上にコスト負担が大きくなる場合もあります。

この違いは、要は法的に「印鑑」として認められるかどうか、 です。

●については、例えば普段お使いのEXCELやフリーソフトで も作成することができます。ただし、誰でも簡単に作れますので、 本人を証明する効力が弱く、契約書や注文書、申込書などの社外 文書には向きません。「認印」と同じような使い方だと考えま しょう。

一方、②は、いつ誰の手で押印されたのかが記録される仕組み になっています。そのため、法的要件を満たし、「実印」と同じ ように、契約書や注文書などの社外文章にも使用が可能です。 これは、有料のデジタル印鑑や電子契約サービ スで提供していますので、必要な場合はそれら のサービスを調べてみましょう。



# まとめ

ここまで、請求書発 行のデジタル化につい て解説をしてまいりま した。メリットとデメ

WizBiz 岡本先生

リットを皆様の会社に当てはめてお考え いただき、導入すべきかどうかの検討を 深めてみましょう。

## 次回 11月号の連載 IT

# 「脱はんこ」のススメ

~電子契約サービスとは?~

- ・電子契約サービスの仕組み
- ・電子契約サービス導入の留意点
- ・代表的な電子サービスのご紹介



試行錯誤する時代どうしたらできるかを探すのではなく、

これまでの「自ら変化することが難しい」 「横並び意識が強い」「主体性や新しいアイデアは必ずしもプラスに評価されない」 といった守旧的ものでは生き残っていくのが難しい時代になりました。コロナ禍は、 多くの企業にとって、テレワークを導入・ 活用する契機になりました。この冊子が 皆様方のテレワークへの取り組みの一助 となれば幸いです。

- 急速に拡大する 【with & afterコロナ時代】のテレワーク
- テレワークにおける労務管理
- 忘れてはならないテレワーク実施上の対策
- テレワークの実効性を上げるために
- テレワークにおける 情報収集・ コンサルティング、助成金・補助金の活用

# 法人会から

# **FOTOS**

ご希望の方は法人会事務局(平日午前9時~午後5時)まで、メール、FAXまたは電話にてお申込ください。

- (1) 申込者名(法人の場合は、会社名 とご担当者名)
- (2)連絡先 TEL・FAX
- (3)小冊子郵送先住所
- (4)希望の小冊子名及び必要部数 ※1タイトルにつき2冊まで 以上をお知らせください。本の引き渡し はメール便にて対応させて頂きます。

# 先着100名様

その他の小冊子もプレゼントして おります。詳しくは新宿法人会 ホームページをご覧ください

## 新宿法人会

検索

FAX 03 (3371) 3834 TEL 03 (3371) 3821 info@shinjuku-hojinkai.or.jp



スタート。 インボイス制度は、インボイス制度は、

インボイス制度では、事業を営んでいる 法人や個人事業者が税務署に登録申請を して、登録後に与えられた「登録番号」を 請求書や領収書などに書くことになる。 最も大きなポイントは「登録できるのは 課税事業者のみ」ということ。では、課税 事業者ではない小規模な法人や個人事業 者は、どうすればよいのか?小規模な法人 や個人事業者との取引が多い事業者への 影響はどうなの?この冊子では、インボ イス制度の仕組みや事業者が対応すべき 手続きのうち基礎的な内容に絞って、イラ ストや図表を多く用いて解説しています。

- インボイスってなに?
- インボイスの登録制度について知ろう
- 免税事業者とインボイス制度
- ■「インボイス制度」質問コーナー

# **1時間まで 無料。**お気軽にどうぞ!!

# △法人会の

# 法推扎談



### 1.申し込み方法・

(1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。

TEL: 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)

- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡 先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合もあります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ 相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東 京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の 午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

### 2.利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一会員の相談は 月1回に限らせていただきます。)

### 3. 相談内容 -

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

# 4. 担当法律事務所 -

TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

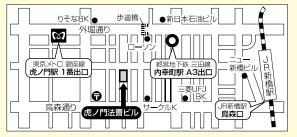
### 5. 相談場所

左記法律事務所

交通:地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分JR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

### 6. その他

- ●無料相談時間は1時間までです。 (東京法人会連合会が負担します。)
- ●時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- ●料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。 その場で実費をお支払いください。



◇お問い合せ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

# 今後の法人会イベント

列月	時間	名称: 内容	会 場	オンライン配信
13日(月)	13:30~16:10	決算法人説明会 講師:松木 寛 税理士、新宿税務署担当官	法人会館3階	0
17日(金)	13:30~16:00	新設法人説明会 講師:新宿稅務署担当官	//	_

0月	時間	名称:內容	会場	オンライン配信
14日(木)~ 11月10日(水)	期間中、 24時間視聴可能	<b>〈会員限定〉はじめての経理実務</b> 講師:信澤 奈津美 税理士	_	0
20日(水)	13:30~16:10	<b>決算法人説明会</b> 講師:東京税理士会新宿支部税理士、新宿税務署担当官	法人会館3階	0
21日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会 講師:新宿税務署担当官	//	_

# 

# おすすめ本



満月珈琲店 メニューブック 桜田千尋イラスト集

> 出版社:玄光社 著者:桜田千尋

イラストレーター桜田千尋さん

が創作した「満月珈琲店」という架空の喫茶店のメニュー をまとめたイラスト集。

天体や気象をイメージした各種メニューの名称とイラスト は先へ先へとページを捲りたくなり、引き込まれて行く。

「満月バターのホットケーキ」には星のシロップをたっぷり と。夏の季節には「入道雲のかき氷」に「線香花火のアイス ティー」。12星座や惑星をイメージした「いて座のリンゴ飴」 「惑星のアイスクリーム」など、企業とのコラボ作品含めて 120点以上が掲載されている。

このイラストを元に書かれた同タイトルの小説も文庫で 出されており小説を読みながら、その世界観に浸るも良し。 ただ、眺めるも良し。デザインや発想のセンスに魅了され るも良し。飲み物を片手にゆっくりながめて欲しい1冊。

紀伊國屋書店 https://www.kinokuniya.co.jp/

# 珈琲たいむ



新型コロナウイルスのパンデミック。2021年7月22日 現在、米・ジョンズ・ホプキンス大学の集計では、世界 の感染者累計は2億人に迫り、死者は411万人超ですが、 未集計の人数を加えると桁違いに多いようです。

人類の歴史では感染症のパンデミックを何度も経験してい ます。例えば1327年からヨーロッパで流行したペスト。 皮膚が黒変して死に至るので「黒死病」と言われました。 当時のヨーロッパの人口およそ750万人が500万人に 減ってしまいました。詳細な説明は省きますが「黒死病」 の蔓延は、農奴を基盤に成り立っていた封建制度を崩し、 資本主義社会を生み出しました。また、水を介して伝染 すると思われたので、貴族から庶民に至るまで、入浴を しない生活習慣となりました。欧米人が最小限の水で体 を洗うシャワー、体臭を香水やオーデコロンで隠すライフ スタイルの原点です。

南米では、ヨーロッパからの侵入者が、天然痘を持ち 込みました。抗体を待たない原住民は次々に感染し半減 してしまいました。その補充労働力としてアフリカから 奴隷が連れてこられた結果、現在の人種混在社会となり ました。

外にも多くの例がありますが、パンデミックは後世の 社会を大きく変える原因ともなっています。今回の新型 コロナウイルスも歴史の転換点になる可能性は大です。 今、私達は疫病の歴史的役割を体験中です。 (た・ふ)



2021年9月1日発行

〔発行所〕公益社団法人 新宿法人会 東京都新宿区北新宿1-19-19 TEL 03-3371-3821(代) FAX 03-3371-3834 https://shiniuku-hojinkai.or.jp

〔発行人〕 会長 髙野 吉太郎 〔編 集〕 広報委員長 稲葉 和久 (デザイン・印刷) 有限会社 J-ART

# 新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

# 法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービスのご案内



# 軽に相談でき 医はいますか

例えばこのようなとき…











# プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、 おひとり様(\*\*)月1回(\*\*2)のご相談まで 無料で利用いただけます。

納得いくまで何回でも 追加質問できます。

24時間いつでも 相談可能です。



ご利用はこちらから

(※1)役員や従業員である個人を指します。

(※2)月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限は ありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の 追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。 サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

### 【お問い合わせ】

株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。 お問い合わせは直接同社にお願いいたします。



申告時に提出する「法人事業概況説明書」に 『新宿法人会 会員』と記入しよう ♪



新宿法人会は e-Tax を推進しています